

ワークトライアル事業運営業務 ご質問への回答

質 問	回 答
<p>●研修生の選考について P3(3)「特段の事情がある求職中の者については」とあるが具体的例をお示しいただきたい。</p> <p>●感染症対策について 受託者の管理によるもので良いのか。</p> <p>●対象者の年齢について 事業概要ではおおむね50歳以下とあり、P2上段で就職氷河期世代(38～53歳)とあるが、具体的に受入年齢は何歳までなのか。</p> <p>●職場実習給付金について 第2期1時間あたりの給付金1,000円とあるが、最低賃金が1,000円以下また1,000円以上となっても1時間あたりの金額は1,000円と捉えて良いのか。</p> <p>●人手不足職種について 人手不足職種は受託後どのタイミングで通知があるのか。</p> <p>●体験付きミニ合説について P5(9)エ 職業体験について各ブースにて職業体験ができるようにとあるが、グループに分けローテーションで行う場合1社につき研修生全員が体験するように運営するのか。あるいはグループの数名を代表として体験する運営でも良いのか。</p>	<p>●研修生の選考について 本事業を通じて就職したが、会社都合退職をした者及び研修参加中に一時的な療養専念や家族の介護等により就職に至らなかった者等を想定しています。</p> <p>●感染症対策について お見込みのとおりです。</p> <p>●対象者の年齢について 明確な年齢制限は設けておりません。面接選考の結果等を踏まえての判断となります。</p> <p>●職場実習給付金について 第2期の金額は、改定後の最低賃金になります。 当初契約金額は、最低賃金が1,000円に改定されたと想定し、積算しているものです。</p> <p>●人手不足職種について 各期の研修生募集開始前にお伝えいたします。</p> <p>●体験付きミニ合説について 原則、全員が職業体験を行えるように実施していただきます。 体験内容の性質や時間制約により、全員の実施が難しい場合に限り、数名の代表者による体験でも可とします。</p>